

【復興特区税制】

R3以降対象外となる地域における新型コロナウイルス感染症に係る経過措置について

<想定スキーム>

令和2年度分の実施状況報告までに必要な作業

R2年度中

1 新型コロナの影響（※1）により、設備等の取得等をして事業の用に供することができない事態が発生

当初、R2年度中に設備等の取得等をして事業に用に供する予定としていたが、R3年度以降にずれ込み

（※1 出入国制限・移動制限等による工事の遅れや設備機器等の納入の遅れ等、コロナに起因する直接の影響によるものに限る。一般的な景況判断から設備投資を控えるようなケースは対象外。

遅くとも「4
実施状況報
告」の提出と
同時期まで

2 事業実施計画の変更+関係書類（※2）の提出
（事業者 → 市町村）

既に市町村の指定を受けている事業実施計画（R2年度中に設備投資等を行う計画）の変更の届出（R2年度中に取得等をして事業の用に供する予定としていた設備投資等をR3年度以降に変更する旨）

（※2 契約書、当初の事業実施計画、設備投資が遅れたことを示す理由書、理由書の内容を証する書類等、コロナの影響により設備投資等がR2年度末までにできなかったことを示す書類をあわせて提出。

3 上記2の確認
（事業者 ← 市町村）

事業年度
終了後

4 R3.3末を含む事業年度の実施状況報告書の提出（事業者 → 市町村）

設備投資等を行わなかった旨の報告書（金額は0円となる）

5 上記4に係る認定書の交付
（事業者 ← 市町村）

設備投資等を行わなかった旨を認定（金額は0円の認定）

R3年度
～R5年度

6 設備の導入、認定書の交付、税制特例の適用

設備等の取得をして事業の用に供した事業年度（※）に実施状況の報告・認定を行い、事業者は税制特例を受ける。（※）R3年度からR5年度末までの期間に限る。

留意事項

上記スキームについては、R3.3月予定の法令改正に向けて現在調整中の内容であり、今後変更となる可能性がありますので、あらかじめ御承知おき願います。